平成２１年（フ）第１５４号
福岡県直方市大字直方673番地１
債務者　江口　直子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第８１２号
大分県別府市大字北石垣52番地の２
債務者　清水　　明
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８２１号
大分市にじが丘１丁目16番地の５
債務者　工藤　盟**旨**
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７４４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町35番５号　みずほ福永ビル203号
債務者　中西　謙二
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目21番９号　鵜飼アパート201号
債務者　井手上義雄
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目39番17号　脇野ビル102号
債務者　渡邉　泰敏
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８３号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目39番17号　脇野ビル102号
債務者　渡邉フヂ子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８６号
鹿児島県鹿児島市吉野町8636番地17
債務者　平山小百合
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０２号
鹿児島県鹿児島市中山町4966番地１　セジュールパストラルＢ102
債務者　小畑　和明
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
鹿児島県曽於市大隅町中之内8396番地
債務者　園田雄一郎
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
鹿児島県志布志市志布志町帖4808番地３
債務者　谷口　義一
１　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
埼玉県日高市大字鹿山352番地17　田中ビル102号室、前住所埼玉県日高市大字田波目415番地11
債務者　小山　　徹
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９１号
埼玉県所沢市大字北秋津704番地の１　グランミュール206
債務者　林　八重子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１４１号
三重県松阪市久保町1783番地10
債務者　岩下　悦子
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１９７号
京都市右京区花園坤南町14番地４
債務者　安田　恵子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２７号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目４番15号パルファン87―103号
債務者　大島　　優
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２８号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目４番15号　パルファン87―103号
債務者　大島加代子（旧姓有岡）
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係